

電子的診療情報連携体制整備加算について

【電子的診療情報連携体制整備加算とは】

オンライン資格確認やマイナ保険証などを通じて電子的に診療情報をやりとり・活用する体制が整っている医療機関を評価するための診療報酬上の加算で厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して診療を行った際に算定できる加算

【施設基準】

- ・オンライン請求を行っている
- ・診療内容の明細書を無償交付し、院内掲示している
- ・オンライン資格確認を行う体制を有している
- ・オンライン資格確認で取得した情報を診察室等で閲覧又は活用できる体制を有している
- ・マイナンバー保険証使用率の基準(30%以上)を満たしている
- ・マイナポータルの医療情報等に基づき患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有している
- ・オンライン資格確認システムにより取得した情報を活用した診療を実施し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる。

上記の体制により、令和8年6月の診療報酬改定に伴い、
初診料算定時もしくは再診料算定時に月1回 加算させていただきます。

電子カルテ情報、外部システムを通じて質の高い診療提供を目指しておりますので
ご理解のほどよろしくお願い申し上げます

令和8年6月

医療法人楽生会



松口内科・循環器内科クリニック

院長